

インターネットによる求人情報掲載申請書

	内容
募集者	富士見市 健康福祉部 障がい福祉課
募集職種	障がい福祉業務におけるケースワーカー（育休代替職員）
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づく福祉サービスや福祉用具の支給決定事務 ・ 障害支援区分判定に要する認定調査 ・ 自立支援医療、障害者手帳等の受付事務 ・ インテーク面接
勤務時間・曜日等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休憩時間 60 分） ・ 原則週 5 日（週 4 日希望の方へは応相談いたします）
応募資格（社会福祉士は必須としてください）	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、相談支援専門員のいずれかの資格を持ち、障がい者の生活支援や相談業務の経験のある方
必要経験年数	相談業務の経験を有すること（年数不問）
採用時期	平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 5 日勤務 月額 233,980 円 （週 4 日勤務の場合 月額 119,700 円） ※月末締め翌月 21 日支払、社保加入通勤手当別途規定有
必要書類	履歴書、職務経歴書、資格証書の写し
応募方法・書類提出先	下記問合先に平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間にご連絡ください。書類事前提出（郵送か持参）、面接を行い任用決定します。
応募締切日	採用者が決定次第締切といたします。
問合先（郵便番号、住所、FAX、TEL、メール等）	〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1 富士見市健康福祉部 障がい福祉課 障がい者支援課係 電話 049-251-2711 内線 335
担当名	三浦
その他（上記以外で掲載したい情報等）	詳細は担当へご連絡ください。